

令和4年8月9日

静岡労働局長  
石丸 哲治 殿

静岡地方最低賃金審議会  
会長 畑



静岡県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月1日付け静労発基 0701 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、静岡県最低賃金について別紙1のとおり答申する。

なお、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、別紙2のとおり、令和元年10月4日発効の静岡県最低賃金（時間額885円）は令和2年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

静岡県最低賃金

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 944円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

静岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 静岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 885円
- (3) 発 効 日 令和元年10月4日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の静岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（101,320円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額を比較すると静岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$885 \text{円（静岡県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = \underline{125,665 \text{円}}$$